

○珠洲市復興まちづくり活動支援補助金交付要綱

令和3年1月8日

告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の団体が主体的に復興へのまちづくりを目的として取り組む事業に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、珠洲市補助金交付規則（昭和49年珠洲市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 主たる活動の拠点が市内にある団体であること
- (2) 5人以上の団体であり、代表者及び構成員の過半数が市内に住所を有し、かつ、居住する者で構成される団体であること
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと
- (4) 活動の全てが特定の個人又は団体の利益を目的としない団体であること
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反しない団体であること

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に該当する事業とする。

- (1) 地域の復興が図られる市民参加型の事業
- (2) 珠洲市復興計画及び珠洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略において定められた目標を達成するための事業
- (3) その他市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は、補助対象外とする。

- (1) 団体の経常的な運営経費への充当であると認められる事業
- (2) 従前からの事業の財源振替が目的であると認められる事業
- (3) 営利を目的とする事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、前条に定める補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費以内の額（千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、1事業につき30万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、珠洲市復興まちづくり活動支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画の内容
- (2) 経費の内訳（経費内訳書）
- (3) 収支予算書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合、内容を審査の上、補助対象事業として適当と認めるときは、珠洲市復興まちづくり活動支援補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

(変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容又は経費の配分の変更、中止又は廃止をしようとするときは、珠洲市復興まちづくり活動支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合はこの限りではない。

2 前項ただし書の軽微な変更とは、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更で、次に掲げるものをいう。

- (1) 補助対象経費の20パーセント以内の増減
- (2) 別表に定める項目間での流用であって、その項目のいずれか少ない額の20パーセント以内の変更
- (3) 補助の目的及び補助事業の実施に影響を及ぼさない範囲の変更、その他市長が軽微な変更と認める補助事業の細部の変更

(変更交付決定)

第9条 市長は、前条の変更等の申請があった場合、内容を審査し、適正であると認めたときは、珠洲市復興まちづくり活動支援補助金変更（中止・廃止）承認通知書兼変更交付決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日以内又は交付決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い期日までに珠洲市復興まちづくり活動支援補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提

出するものとする。

（額の確定）

第 11 条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を珠洲市復興まちづくり活動支援補助金確定通知書（様式第 6 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（交付）

第 12 条 補助金の交付は、前条の額の確定後に行うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定通知後に、交付決定額の 10 分の 10 以内の額を概算払することができる。

2 補助事業者は、補助金請求書又は補助金概算払請求書を提出しなければならない。

（交付決定等の取消し）

第 13 条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと判断した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合、珠洲市復興まちづくり活動支援補助金交付決定取消通知書（様式第 7 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（返還）

第 14 条 市長は、前条の交付決定等の取消しをした場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、30 日以内に返還を命ずることができる。

2 前項の返還を命ぜられ、これを期日までに納付しなかったときは、規則の規定により算出した延滞金を納付しなければならない。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年告示第 71－2 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第４条関係）

項 目	対象となる経費
講師謝礼等	外部講師及び専門的技術を有する協力者への謝礼等
宿泊費及び交通費	(1) 外部講師、専門家、出演者等への交通費及び宿泊費（原則として実費とする。） (2) 事業実施に直接必要な交通費（自家用車を利用する場合を除く。）
消耗品及び原材料費	事業実施に直接必要な消耗品、原材料費等
燃料費	事業に必要な機材、車両等の燃料費
印刷製本費	ポスター、チラシ、資料等の印刷、コピー代等
通信運搬費	事業の実施に係る連絡等に要する郵便料等
保険料	参加者等に係る保険料
使用料及び賃借料	会場使用料及び車両、機材等の借上料
その他経費	市長が適当と認めるもの

年 月 日

珠洲市長

（〒 ー ）

所 在 地

団 体 名

代 表 者

電話番号

珠洲市復興まちづくり活動支援補助金交付申請書

標記のことについて下記のとおり実施したいので、珠洲市復興まちづくり活動支援補助金交付要綱第 6 条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、審査に必要な範囲で、構成員の住所を調査することに同意します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円（千円未満切捨て）
- 2 事業の目的
- 3 事業計画の内容・・・・・・・・・・別紙 1 のとおり
- 4 経費の内訳（経費内訳書）・・・・・・別紙 2 のとおり
- 5 収支予算書・・・・・・・・・・別紙 3 のとおり
- 6 添付書類
 - (1) 団体の活動内容等が確認できる資料（規約、名簿、活動実績等）
 - (2) その他事業内容が確認できる資料

別紙 1 （様式第 1 号関係）

事業名	
実施時期	年 月 日 ～ 年 月 日
事業内容	

注 1）実施時期は、準備期間を含めた期間を記載すること。

なお、行事の開催を目的としたものは、実施時期の下に（ ）書で開催時期を記載すること。

例：「（開催時期：○年○月○日）」

注 2）詳細な事業計画がある場合は、別に添付すること。

別紙 2（様式第 1 号関係）

費 目		補助対象経費	積 算
事業費			
事務費			
合 計			

注 1）補助対象経費を別紙 1 に掲げる事業ごとの事業費、事務費に区分して記載すること。

注 2）補助対象経費欄の金額は、積算の合計額の千円未満を切り捨てた額とすること。

注 3）積算欄は、積算項目名、単価、数量、金額（円単位）を記載すること。

別紙 3（様式第 1 号関係）

収 支 予 算 書

収入の部

（単位：千円）

項 目	金 額	備 考
計		

注）備考欄には、参加費等を記載すること。

支出の部

（単位：千円）

項 目	金 額	備 考
計		

注 1）別紙 2 の費目ごとに記載すること。

注 2）金額は、総事業費を記載し、補助対象外経費がある場合は、備考欄に「〇〇など〇〇円補助対象外」と記載すること。

第 号
年 月 日

様

珠洲市長

印

珠洲市復興まちづくり活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の件につきまして、珠洲市復興まちづくり活動支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり補助金の交付の決定をしたので通知します。

記

1 事業名

2 交付決定額 金 円

3 交付条件 補助事業者は珠洲市復興まちづくり活動支援補助金交付要綱に従うこと。

年 月 日

珠洲市長

（〒 ー ）

所 在 地

団 体 名

代 表 者

電話番号

珠洲市復興まちづくり活動支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定のあった標記の件について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認されたく、珠洲市復興まちづくり活動支援補助金交付要綱第 8 条の規定により申請します。

記

1 事業名

2 $\left(\begin{array}{c} \text{変更} \\ \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ の理由

3 交付決定額 変 更 前 の 額 金 円

変 更 後 の 額 金 円

差引 $\left(\begin{array}{c} \text{追加} \\ \text{減額} \end{array} \right)$ 申請額 金 円

4 変更の内容 別紙のとおり

注）別紙は、様式第 1 号の別紙様式の修正箇所が分かるように記載すること。

第 号
年 月 日

様

珠洲市長

印

珠洲市復興まちづくり活動支援補助金変更（中止・廃止）承認通知書兼
変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更（中止・廃止）承認申請のあった標記の事業につ
きまして、下記のとおり承認し、併せて珠洲市復興まちづくり活動支援補助金交付要
綱第9条の規定により変更交付決定をしたので通知します。

記

1 事業名

2 承認の内容	変 更 前 の 額	金	円
	変 更 後 の 額	金	円
	差引 $\left(\begin{array}{c} \text{追加} \\ \text{減額} \end{array} \right)$ 申請額	金	円

3 交付条件 補助事業者は、珠洲市復興まちづくり活動支援補助金交付要綱に
従うこと。

年 月 日

珠洲市長

（〒 ー ）

申請者 所在地

団体名

代表者

電話番号

珠洲市復興まちづくり活動支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金(変更)交付決定があった
標記の事業を実施したので、珠洲市復興まちづくり活動支援補助金交付要綱第 10 条
の規定により、下記のとおり実績報告します。

記

1 精 算 額 金 円（千円未満切捨て）

2 事業の実績……………別紙 1 のとおり

3 経費の内訳（経費精算額内訳書）……………別紙 2 のとおり

4 収支精算書……………別紙 3 のとおり

5 添付書類

- (1) パンフレットなどの印刷物、研修等の実施結果の概要、事業実施状況の写真・
新聞、備品の写真その他別紙 1 に記載の事業実施を確認できる資料
- (2) 経費の内訳の根拠となる契約書、請求書又は領収書等の写し（未払いの場合
は、領収書の省略可）
- (3) 軽微な変更がある場合は、その理由の分かるもの（様式任意）

別紙 1（様式第 5 号関係）

事 業 実 績

事 業 名	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事 業 内 容	

注）実施時期は、準備期間を含めた期間を記載すること。

なお、行事の開催を目的としたものは、実施時期の下に（ ）書で開催時期を記載すること。

例：「（開催時期：○年○月○日）」

別紙 2（様式第 5 号関係）

経費精算額内訳書

（単位：円）

費 目		補助対象経費	内 訳
事業費			
事務費			
合 計			

注）内訳欄は、内訳項目名及び金額を記載し、内訳項目名については、交付申請書、請求書等の表記に合わせ、照合が可能となるようにすること。

別紙 3（様式第 5 号関係）

収 支 精 算 書

収入の部

（単位：円）

項 目	金 額	備 考
計		

注）備考欄には、参加費等を記載すること。

支出の部

（単位：円）

項 目	金 額	備 考
計		

注 1）別紙 2 の費目ごとに記載すること。

注 2）金額は、総事業費を記載し、補助対象外経費がある場合は、備考欄に「〇〇など〇〇円補助対象外」と記載すること。

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

珠洲市長

印

珠洲市復興まちづくり活動支援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった標記の件につきまして、珠洲市復興まちづくり活動支援補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 事業名

2 確定額 金 円

第 号
年 月 日

様

珠洲市長

印

珠洲市復興まちづくり活動支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した標記の件につきまして、珠洲市復興まちづくり活動支援補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、下記のとおり補助金の交付決定の一部（全部）を取り消すので通知します。

記

1 事業名

2 補助金決定額 金 円

3 取消の内容

4 返還請求額 金 円

5 返還期限 年 月 日

6 その他 返還すべき補助金を期限までに納入できなかった場合は、珠洲市補助金交付規則（昭和 4 9 年珠洲市規則第 1 1 号）の規定により算定した延滞金を徴収します。